


所管部課	総務部文書課	部長	北田 和雄	
件名	市議会へ提出した議案の市ホームページへの掲載について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input checked="" type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例		
	部課機関	議会事務局、企画財政部秘書広報課		
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 目 的 開かれた市政の実現に資するため。</p> <p>(2) 実施時期 平成28年第1回定例会から開始したい。</p> <p>(3) ホームページ上の掲載場所・方法 グループ「市政案内」>カテゴリー「情報公開・個人情報保護」内に、サブカテゴリーとして「市議会提出議案」を作成。定例会（臨時会）ごとにページを作成し、議案をスキャンしてPDF化したデータを貼り付ける。</p> <p>(4) 掲載期間 当初送付・追加送付ともに議案送付日の翌日から2年間とする。</p> <p>(5) 掲載内容 提出した全議案について、下記により掲載する。 予算・決算：議決項目のみ掲載し、事項別明細書は省略する。 人事案件：個人情報保護のため、裏面の経歴書を除くとともに、生年月日・住所を非公開（黒塗り）とした上で掲載する。 その他の議案：個人情報保護のため、損害賠償・和解等の議案に記載した住所・氏名等を非公開（黒塗り）とした上で掲載する。 ※議案資料（本会議・委員会）は掲載しない。</p> <p>(6) 効 果 市民に対し、市政情報をより一層提供することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成23年第4回定例会から、議案を市政情報コーナーで公開 平成26年4月 議会から、議会のあり方に関する調査特別委員会・今後取り組むべき事項として、議案の市ホームページへの掲載について要請を受ける。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>ホームページへの掲載に伴い個人情報をより厳格に保護する必要があることから、議案の公開に伴う個人情報の取扱いについて、別紙のとおり基準を定めることとする。 なお、議会における議案の個人情報の取扱いについては、議会の判断に委ねることとする。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>市長決裁により実施する。実施に当たり、庁内外への周知（各管理者、市議会議員、市民（市報・ホームページ）、報道機関）を行う。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。